



北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例の一部改正

H31年4月の人事院規則の改正により、国家公務員の超過勤務命令の上限設定が行われたことに伴い、地方公務員についても地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により国と同様の措置を講ずることとされた。当市においてもスマートワークの観点から導入しようとするもの（全国では7割が導入済）

1 制度の概要

新たに取り組む事項

- ① 月間及び年間の時間外勤務の上限を設定する
- ② 他律的業務（後述）の高い部署は、上限を拡大する
- ③ 上限を超えた場合は年1回部署ごとに検証する
- ④ 長時間勤務の面談の基準を強化する
- ⑤ 時間外勤務削減対策を実施する

2 当市での実施案

(1) 上限とする時間（国及び県準拠）

①月100時間 年720時間	他律的業務の比重が高い部署
②月 45時間 年360時間	上記以外の部署

※ 個人の実績による。

※ 上限を超えるときは、総務課長宛に報告書の提出を求める。

(2) 他律的業務の比重が高い部署の指定

他律的業務の高い部署とは... 法令協議、予算折衝等に従事するなど業務量や時期が他律的に決まる比重が高い部署をいう。

部署の指定については、国の示した類型に準じて市長が指定

(3) 面接・指導の強化

	旧基準	新基準
本人申出	①80h超 ②100h超	80h超
市の義務	3月平均で80h超	①月100h超 ②2～6月平均80h超

3 制度実施へ向けた対策

(1) 時間外勤務削減案

- ① スマートワークプランニングシートの活用
→長期休暇等の事前共有、時差出勤の要件緩和
週休日の原則振替
- ② 課内の事務分担及び業務スケジュールの平準化
→事務分担の見直し、課内・部内応援、
任命権者を超えた業務支援体制、マネジメント研修
- ③ 事務スクラップ及び業務委託の検討

(2) 上限を超えた場合の対応

報告書の提出、年1回要因の整理、分析、検証
(人員配置、業務分担)

4 他自治体の状況

	上限の設定	他律的業務
岩手県	H31.4月施行	115の部署
花巻市	R1.7月施行	総務、人事、財政
一関市	H31.4月施行	法規文書係、財政係、人事研修係、児童家庭係、生活保護係